

## 【(介護予防) 訪問介護サービス提供の考え方】

平成19年11月20日

八千代市健康福祉部長寿支援課

### ◆訪問介護・介護予防訪問介護で提供されるサービスとは

介護を受ける利用者に対する、利用者の居宅において行われる入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上又は介護予防のためのサービスをいいます。

利用者ができないことの介助・援助を行うものですので、利用者ができることに関する介助・援助や利用者以外の方に対する援助は介護保険の対象となりません。これらの場合は、有償サービスや地域の住民による自主的な取組等による支援（ボランティア）などをご利用ください。

### ◆訪問介護費の算定について

#### 1. 生活援助費の算定について

##### 1-1 基本的な考え方

利用者が一人暮らしであるか又は同居の家族等が「障害・疾病等その他やむを得ない理由」により、家事を行うことが困難な場合に行われる、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助（厚生労働省告示第19号）をいいます。

##### 1-2 「同居」の定義

利用者と家族の生活環境において、以下の場合、同居と判断します。

- ・ 同一の家屋で、玄関、居室、台所、浴室等の独立性がない。
- ・ 同一の家屋で、玄関又は居室が独立していても、台所、浴室等が家族等と共有している。
- ・ 同一の家屋で、玄関、居室等が独立していても、室内の階段もしくは扉で家族等の居住部分とつながっている。

ただし、上記の定義に該当しない（「別居」）と判断された場合でも、生活実態を勘案して、最終的な判断をしてください。

（例）

家屋の状況	同居・別居の判断
同一の家屋で、玄関、居室、台所、浴室等の独立性がない	同居
同一の家屋で、玄関又は居室が独立していても、台所、浴室等が家族等と共有している。	同居
同一の家屋で、玄関、居室等が独立していても、室内の階段もしくは扉で家族等の居住部分とつながっている。	同居
同一の家屋で、玄関、居室、台所、浴室等が家族等の居住部分と独立している。	生活実態で判断
同一敷地内の別棟に家族等が居住	生活実態で判断
隣接している別敷地に家族等が居住	生活実態で判断
隣接していない別敷地に家族等が居住	別居

<事例1>	<回答>
同一敷地内の別棟に家族等が居住しており、食事をその都度、当該利用者宅へ届けている場合、訪問介護を利用して、当該利用者の居室内の掃除を生活援助費として算定することは可能か。	生活実態を勘案して、同居と同等とみなされるため、算定不可。

### 1-3 「障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

同居の家族等が以下の状況にある場合、居宅サービス計画、訪問介護計画に位置づけ、サービス担当者会議で最終的な判断をした上で、サービス提供することができます。

この場合も、同居家族等がいる場合は生活援助費を算定することはできないという原則を利用者・家族等に十分説明・理解していただいた上、利用者・家族等のできるところ、できないところをきちんとアセスメントしてください。利用者・家族等のできるところを引き出し、その上でどうしてもできない部分をサポートしていくという考え方でサービス決定してください。

(1)障害・・・同居家族等が障害（身体・知的・精神）を有し、家事を行うことが困難である場合。（単に障害者手帳の有無だけで判断するのではなく、障害を理由として家事を行うことが可能か否かを判断する必要があります。）

(2)疾病・・・同居家族等が疾病のため、家事を行うことが困難である場合。しかし、一時的な疾病により利用する場合は、「やむを得ない」と判断できる期間が限られますので、注意してください。

(3)その他

- ・同居家族等が、要介護認定又は要支援認定を受けていて、家事を行うことが困難な状況にある。
- ・同居の家族等との家族関係にきわめて深刻な問題があり、援助が期待できない。

（例）介護放棄・虐待等。（単に、遠慮があって頼みにくいという理由は認められません。）

- ・家族等が就労等で、長時間にわたり日中不在であるため、事実上（日中）同居であり、他のサービス（配食サービス等）では対応できない。

単に「仕事等で忙しい」だけではなく、出勤時間や帰宅時間、休日など実態を把握し、実質的に困難であることを明確にした上で、居宅サービス計画に位置づけてサービス提供をしてください。

上記「(3) その他」の判断について、市に相談・確認に来られる際は、『生活援助費算定確認シート』・『介護予防訪問介護費算定確認シート』を記入した上、ご持参ください。

『生活援助費算定確認シート』・『介護予防訪問介護費算定確認シート』は、市に相談・確認される際にのみ活用してください。また、サービス内容について市で確認できた事例のみ、関係書類と一緒に保管しておいてください。

<事例2>	<回答>
<p>同居している家族（息子）が就労のため、朝7時頃から夜10時頃まで、日中独居となる。本人も腰痛及び手関節変形により、数メートルの歩行がやっとで、調理もできない状況にある。週2回居室・浴室の掃除及び調理をお願いしたいとの相談を受けた。算定してよろしいか如何か。</p>	<p>居室の掃除・・・家族の休日等に、家族において対応してください。</p> <p>調理・・・配食サービス等にて対応してください。</p> <p>ただし、家族の休日が見込めないもしくは休日は休息にあてなければならないほどの勤務であるなど、社会通念上正当な理由であれば、適切なアセスメントをした上で、算定することも可能です。（浴室は、認められません。）その際は、居宅サービス計画にその理由を明確に記載してください。市に相談に来る際は、「生活援助費算定確認シート」を活用してください。</p>

#### 1-4 同居家族等がいる場合に提供できないサービス

- (1)利用者以外の方に対する洗濯、調理、買い物、布団干し
- (2)利用者が専用とする居室以外の共用部分（居間、食堂、台所、浴室、トイレ）等の掃除
  - ※ 利用者の使用するものでも、緊急性・必要性がない物の買い物や居室等の掃除などについては、同居家族等において対応可能ではないかどうかを十分検討してください。

#### 《注意事項》

同居家族等がいる方について生活援助費を算定する際は、なぜ同居家族等が援助を行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのかを明確に居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置づけた上で、サービス担当者会議で最終的な判断をしてください。特に同居家族等の就労を理由とする場合、就労の状況や休日の状況など細かい聞き取りが必要となります。

また、第三者が見たときに明確な説明ができるように、算定を決定した経過がわかる記録を残してください。

## 2. 身体介護費の算定について

### 2-1 基本的な考え方

- (1)利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末
- (2)利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等の介助及び専門的な援助

「自立生活支援のための見守りの援助」（利用者と一緒に手助け等をしながらの調理・掃除等）を算定する際は、生活援助と明確な違いがあり、どのような目標を持って行うのかを慎重に検討し、居宅サービス計画・訪問介護計画に位置づけた上でサービス提供し、一定期間ごとに効果を検証するよう努めてください。

## 2-2 通院・外出介助

介護保険における訪問介護サービスは居宅で行われるものですが、病院等一部の外出介助は介護保険サービスの対象として認められています。これは、利用者の居宅から目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為としてみなし得るからです。

### (1)通院介助について

通院に際し、介助が必要な方で家族が付き添うことができないなどの場合に、訪問介護サービスを提供することができます。その際には、以下の点にご注意ください。

- 通院介助が認められるのは、単に心配だから、不安だから立会うという理由ではなく、安全確認しつつ常時介助できる状態で行う見守りを行った場合です。
- 院内介助は、介護保険の対象となりません。しかし、個々の身体・精神状況等により介助が必要と判断した場合に、下記の事項に留意し、居宅サービス計画にその必要性を位置づけた上でサービス提供できます。
  - ① 医療機関名及び当該医療機関の院内介助の体制の状況
  - ② 精神・身体状況（介助や見守りが必要な状況を記録）
  - ③ 家族等の介護体制（同居家族等がいる場合は、家族等の援助が見込めない理由を記録）
- 上記の課題分析を行った上で院内介助を提供する際も、単なる待ち時間や自立生活支援のための見守りの援助を行っていない時間は保険給付の対象となりません。また、診察室内等に同行した場合においても、医師の管理下にあるため、介護給付の対象とはなりません。

上記について検討し、経過及び結果を具体的に記録した上で、サービス提供してください。

### (2)散歩について

散歩による身体介護費の算定は、原則できません。

「閉じこもり防止」、「筋力低下防止」等の場合は、他のサービス（通所介護、通所リハビリテーション、訪問看護、訪問リハビリテーション）の利用を検討してください。これらのサービスが利用できない特別な理由がある場合は、個別の判断が必要になります。その結果、サービス提供を行う場合は、「閉じこもり防止」、「筋力低下防止」等に効果があったか否か一定期間ごとに検証し、記録してください。

## 2-3 同居家族等のいる方の身体介護費（自立生活支援のための見守りの援助）の算定について

同居の家族等のいる方の身体介護（自立生活支援のための見守りの援助）は、同居家族等の有無に関わらず、必要であれば身体介護費を算定することは可能ですが、当該利用者本人に関わるサービス以外の内容（当該利用者以外の物を含めた洗濯や主に同居家族等が専用する居室の掃除）についての身体介護費の算定はできません。

<事例3>	<回答>
<p>本人の意思又は意欲により、同居家族等と共有する部分をサービスを利用し掃除等を行うことで、家庭内での本人の役割や生きがいを得られることができるなど、目標の達成や自立支援、ADLの向上につながる等の判断ができる場合、保険給付の対象とすることができるか。</p>	<p>ヘルパーと一緒に掃除を行っており、身体状況により、本人にはできない部分をヘルパーに補ってもらうということであれば、身体介護費として算定可。</p> <p>しかし、本人は掃除を行うことができない身体状況だが、質問にあるような理由で、ヘルパーに全面的に掃除をしてもらうことは、算定不可。</p>

## ◆介護予防訪問介護費の算定について

### 1. 基本的な考え方について

介護予防訪問介護については、自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族、地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを考慮した上で、個別具体的な状況をみながら適切なケアマネジメントを経て、慎重に判断してください。

介護予防サービス提供にあたっては、介護予防支援事業所と介護予防サービス事業所が目標を共有し、かつ、十分に連携をとるようにしてください。具体的なサービス提供方法や回数については、利用者の状態の変化や目標の達成度数を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであるため、サービス提供事業所において柔軟に対応し、決定してください。

### 2. 同居家族等がいる場合の介護予防訪問介護費の算定

標記の件については、前記訪問介護費の算定と同様の扱いとなります。